

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 19 年 5 月 31 日付保医発第 0531003 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取り扱う通知があり、平成 19 年 6 月 1 日から適用となりました。

なお、今回「ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定」が新たに保険適用されたことに伴い、既存の「ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定」に係る取扱いも変更されております。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて  
(平 19. 5. 31 保医発第 0531003 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
2. 新たに保険適用が認められた検査等 (日本医師会保険医療課)

保医発第0531003号  
平成19年5月31日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成19年6月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

### 記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(10)から(23)までを(11)から(24)までとし、(9)の次に次のように加える。
  - (10) ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定
    - ア ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定に準じて算定できる。
    - イ ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回

に限り算定する。

ウ 1週間以内に、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定、区分「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定及び同区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

エ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日 (ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日) を記載する。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D008の(9)ア中「入院中の患者については急性心不全又は慢性心不全の急性増悪時の病態把握のため、入院中の患者以外の患者については」を削り、「心不全の病態把握」を「心不全の診断又は病態把握」に改め、同イ中「と「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定を併せて実施した場合は主たるもののみ」を「、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定及び本区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り」に改め、同ウ中「ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定」を「ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定」に改める。

3 別添1第2章第3部第1節第1款D023の(8)イ中「又はPCR法」を「、PCR法」に、「同時検出法による」を「同時検出法又はSDA法による」に改め、「含まない。」の下に「なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。」を加える。

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定</p> <p>ア 「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定は、<u>入院中の患者については急性心不全又は慢性心不全の急性増悪時の病態把握のため、入院中の患者以外の患者については心不全の病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。</u></p> <p>イ 1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定と「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。</p> <p>ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。</p>	<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定</p> <p>ア 「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定は、<u>心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。</u></p> <p>イ 1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定及び本区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。</p> <p>ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。</p> <p>(10) ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定</p> <p>ア ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド</p>

(10)～(23) (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(7) (略)

(8) 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査

ア (略)

イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時

ド(BNP)精密測定に準じて算定できる。

イ ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。

ウ 1週間以内に、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定、区分「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定及び同区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

エ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。

(11)～(24) (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(7) (略)

(8) 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査

ア (略)

イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジアトラコマ

核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。

(9)～(19) (略)

チヌ同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

(9)～(19) (略)

## ■新たに保険適用が認められた検査等

平成19年5月31日 保医発第0531003号（平成19年6月1日適用）

<p>1. ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP)精密測定</p>	<p>D008 内分泌学的検査の13</p>	<p>140点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D008 内分泌学的検査」の(9)を右のように改める。</p>	<p>D008 内分泌学的検査            (9)ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定            ア 「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定は、<u>心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。</u>            イ 1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定、<u>ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定及び本区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。</u>            ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(<u>ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日</u>)を記載する。</p> <p>※下線部変更(「ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定」の保険適用〔次項参照〕に伴う変更)</p>	
<p>2. ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定 (電気化学発光免疫測定法)</p>	<p>D008 内分泌学的検査の13に準じて算定する。</p>	<p>140点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D008 内分泌学的検査」の(10)～(23)を(11)～(24)とし、(9)の次に(10)として右のように加える。</p>	<p>D008 内分泌学的検査            (10)ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定            ア ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定に準じて算定できる。            イ ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。            ウ 1週間以内に、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定、区分</p>	

	<p>「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定及び同区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。</p> <p>エ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。</p>	
<p>3. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査(SDA法)</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査の5として算定する。</p>	<p>300点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D023 微生物核酸同定・定量検査」の(8)を右のように改める。</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(8) 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査</p> <p>ア 「5」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。</p> <p>ただし、区分「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。</p> <p>※下線部変更等</p>	

(日本医師会保険医療課)